

# 県立博物館等経営総合調整会議設置要綱

(平成30年3月30日 教育長決裁)

(平成31年4月1日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(令和5年4月1日一部改正)

## (設置)

第1条 県立の博物館、美術館、文書館及び文学館（以下「博物館等」という。）の経営の総合的な調整を図り、一体的・先進的事業などを推進するため、県立博物館等経営総合調整会議（以下「総合調整会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 総合調整会議は、次の事項について審議するものとする。

- 一 博物館等の一体的・先進的事業に係る企画及び実施に関する事項
- 二 博物館等の評価に係る企画及び実施に関する事項
- 三 博物館等の職員の人材育成に係る企画及び実施に関する事項
- 四 その他博物館等の経営に関する事項

## (構成)

第3条 総合調整会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 総合調整会議に座長を置く。座長は、市町村支援部副部長をもって充てる。
- 3 総合調整会議のもとに、別表2に掲げる部会及びワーキンググループを置くほか、市町村支援部長は、必要に応じて部会又はワーキンググループを置くことができる。
- 4 第1項の規定に関わらず、座長は、必要に応じて、関係者をオブザーバーとして総合調整会議に参加させることができる。

## (会議の開催)

第4条 総合調整会議は、座長が招集し、その議長となる。

## (会議の公開)

第5条 総合調整会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

## (会議録)

第6条 座長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 総合調整会議の日時及び場所
- 二 出席及び欠席した委員等の氏名
- 三 審議事項及び検討事項
- 四 審議及び検討の過程
- 五 その他必要な事項

(報告)

第7条 座長は、年度に1回、会議の開催結果を書面により教育長に報告するものとする。

(事務局)

第8条 総合調整会議の事務局は、文化資源課内に置く。

2 総合調整会議における庶務は、事務局において処理する。

(部会)

第9条 部会は、第2条に掲げる審議事項に関する原案を作成し、総合調整会議に提案するものとする。

2 部会に部会長を置く。部会長は、市町村支援部長が委員の中から指名し、部会の構成員は総合調整会議において選出する。

3 部会長は、部会の会議を主宰し、部会の構成員は、第1項の原案作成を補助するものとする。

4 第2項の規定に関わらず、部会長は、必要に応じて、関係者をオブザーバーとして部会の会議に参加させることができる。

5 部会の庶務は、部会長の所属する課又は館が担う。

(ワーキンググループ)

第10条 ワーキンググループは、総合調整会議から示された検討事項について調査研究し、総合調整会議に報告するものとする。

2 ワーキンググループの構成員は、総合調整会議において選出し、そのリーダーは座長が指名する。

3 前項の規定に関わらず、リーダーは、必要に応じて、関係者をオブザーバーとして参加させることができる。

4 ワーキンググループの庶務は、リーダーの所属する課又は館が担う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、総合調整会議の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する(平成31年4月1日決裁)。

3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する(令和2年4月1日決裁)。

4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する(令和3年4月1日決裁)。

5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する(令和5年3月28日決裁)。

別表 1

## 県立博物館等経営総合調整会議構成員

役職等	職 名	備 考
座 長	市町村支援部副部長	
委 員	文化資源課長	
委 員	文化資源課主幹	さいたま文学館駐在
委 員	埼玉県立歴史と民俗の博物館長	
委 員	埼玉県立さきたま史跡の博物館長	
委 員	埼玉県立嵐山史跡の博物館長	
委 員	埼玉県立近代美術館副館長	
委 員	埼玉県立自然の博物館長	
委 員	埼玉県立自然の博物館副館長	川の博物館駐在
委 員	埼玉県立文書館長	

別表 2

## 県立博物館等経営総合調整会議部会

部会名
評価部会
人材育成部会
博学連携部会

別表 3

## 県立博物館等経営総合調整会議ワーキンググループ

ワーキンググループ名
資料保存管理ワーキンググループ
資料防災ワーキンググループ